

令和 7 年度 ななこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、重要事項説明書・保育・保健のしおり記載内容のとおりです。

令和 7 年度
(説明者) ななこども園 園長 守田 直美

1 施設等の概要

- 【施設種別】 幼保連携型認定こども園
【運営法人名称】 社会福祉法人 種の会
法人設立年月日：平成 13 年 8 月 27 日
【施設名称】 ななこども園
【施設長】 守田直美
【開 園】 大阪府認可保育園 平成 22 年 4 月開園（藤井寺市民間移管園）
認可日：平成 22 年 4 月 1 日
確認日：平成 28 年 4 月 1 日
【住 所】 〒583-0017 藤井寺市藤ヶ丘 4-1-15
【連絡先】 TEL072-953-4295 FAX072-953-4355 携帯 090-9280-3871
【メール】 nana@tanenokai.jp
【ホームページ】 www.tanenokai.jp
【定 員】 125 名（1 号認定児 15 名、2、3 号認定児 110 名）
【施設の開所時間】 午前 7 時～午後 7 時 30 分

2 教育・保育等の内容、施設の詳細

- ・施設の開所時間 午前 7 時～午後 7 時 30 分
- ・施設の利用定員 1 号 15 人、2 号 68 人、3 号 42 人 （合計 125 名）
- ・居室面積、園舎面積、園庭面積等
 - 敷 地 面積 1432.82 m²
 - 建 物 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階
 - 延べ床面積 809.44 m²
 - 保育室 8 室 368 m²
 - 調乳室 1 室 5.00 m²
 - 沐浴室 1 室 3.95 m²
 - 遊戯室 1 室 63.13 m²
 - 調理室 1 室 34.67 m²
 - 食品庫 1 室 4.04 m²
 - 調理休憩室 1 室 3.51 m²
 - 更衣室 1 室 34.35 m²
 - 保健室 1 室 4.38 m²

事務室 1 室	34.96 m ²
便所（児童用） 1 室	34.42 m ²
便所（職員用） 1 室	7.11 m ²
廊下・その他	201.92 m ²
園庭	450 m ²

3 職員の体制

・職種別の職員の数

園 長	常勤	1 名	
副園長兼主幹保育教諭	常勤	1 名	
主幹保育教諭	常勤	2 名	
副主幹保育教諭	常勤	1 名	
保育教諭	常勤	22 名	非常勤 2 名
保育士	常勤	1 名	非常勤 1 名
保育補助	非常勤	1 名	
主幹栄養教諭	常勤	1 名	
栄養教諭	常勤	1 名	
調理員	常勤	1 名	非常勤 3 名
看護師	非常勤	1 名	
事務員	常勤	1 名	非常勤 1 名

・職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯 7：00～19：30の9時間の時間差ローテーション勤務

・職員の経験年数

園長の経験年数	17 年
保育士の平均経験年数	10 年

・運営方針

“みんなでみんなをみていく園づくり”

～私たちスタッフ一人ひとりが作り手です～

- ・「みんなで、みていく」とは、

保育園の職員だけでなく地域ボランティア、学生ボランティア、専門機関など、子どもに関わる人々の輪を広げる実践を意味します。

- ・「みんなを、みていく」とは、

園児だけでなく、地域の子育て家庭全般に広げて、関わる内容（関係性）を深めていく実践を意味します。

- ・「みんなで、みんなを、みていく」とは、

人の輪を広げ、関わる内容（関係性）を深める手立てや方法に対して、専門性を追求する実践で、これによって、園の社会的価値を高めます。

(教育・保育目標)

0歳児

- ・ 一人ひとりと丁寧に関わり、発達に合わせた保育をすすめ、安心して過ごせるように保育します。
- ・ 食事、排泄、睡眠、遊びを大切にして、生活リズムを大切にします。
- ・ 月齢に合った玩具（手作りおもちゃなど）や遊びを提供し、発達を促します。
- ・ ミルクや離乳食は家庭と連携をとり、月齢や個々の様子をみながらすすめていきます。

1歳児

- ・ 自分がしたいことや、してほしいことを、身振りや言葉で伝えられるように、保育者が援助します。
- ・ 友達との関わりを大切にし、言葉のやりとりを楽しみながら関わりを広げていきます。
- ・ “安心できる”という保育者との関係をつくり、基本的な生活習慣を獲得しようとする意欲を引き出します（排泄、衣服の着脱、食事面など）。
- ・ 戸外遊び、散歩、サーキットを多く取り入れ、自然と触れ合い運動することを通して、五感を育み、興味を広げていきます（身体機能を高める）。
- ・ 大人を仲立ちに、友達と“見立て・つもり遊び”を楽しみます。

2歳児

- ・ 保育者との安定した生活の中で、基本的な生活習慣の自立を目指し、自分でしようとしています。
- ・ 基本的な運動が活発にでき、自然の中でのびのびと遊びます。
- ・ 自分の思いや欲求を言葉で表現できるようにします。
- ・ みんなで一緒にすることの楽しさを知り、子ども同士のつながりを広げます。
- ・ 友達との関わり合い、テーマのある“見立て・つもり遊び”を楽しみます。

3歳児

- ・ 自立と自律を目指す →自分で自分のことができるように援助します。
- ・ 「～だけれども～する」がわかり、感情のコントロールをできるように導きます。
- ・ 自分の思いを言葉で伝え、また相手の気持ちに気付くように援助します
- ・ 保育者の援助を受けながらトラブルをみんなで解決しようとしています。
- ・ 友達とイメージを共有して、“ごっこ遊び”を楽しみます。

4歳児

- ・ 生活や遊びの決まりを守り、行事や遊びの経験を通して、見通しができるようにします。
- ・ 子どもの興味や関心のある遊びを多くし、経験の幅を広げていきます。
- ・ 生活や遊びの中で相手の気持ちを考えたり、認め合ったりして、友達との関わりを深めます。
- ・ 思ったこと、感じたことを言葉で伝えることができるように促します
- ・ 友達とイメージを共有して、ストーリーのあるお話で、“ごっこ遊び”を楽しみます。

5歳児

- ・ 毎日の生活に見通しを持ちながら、自分のことは自分でできるように促します。

- 色んな活動の中で楽しさや悔しさを体験し、仲間と協力して一つの事をやり遂げる喜びを感じます。
- 自分の思いを言葉で伝えるとともに、仲間の思いにも耳を傾け、話し合いを通して友達を認め合います。
- 年長児としての自覚をもち、年少児に対する思いやりの心もちます（ちびっこせんせいなど）
- お話のストーリーを友達と共有し、登場人物の気持ちや、お話の中の背景の意味など、みんなで話し合いながら劇などをつくりあげていきます。

• 教育・保育の内容

教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

• 延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

• 子育て支援事業の内容

園庭開放…毎週月・木曜日に実施。園の園庭を開放し、地域の親子が園庭で遊べる機会を設ける。

わんぱく広場…毎月1回第3木曜日に実施。地域の親子で参加できるふれあい遊びや運動あそびを通して、親子のスキンシップを図るとともに、保護者同士の交流も図り、園行事等にも参加できる機会を設け、園児との交流も図りたいと思います。

ベビーひろば…毎月1回第3月曜日に実施。6か月～2歳未満の地域の親子でのふれあい遊び(ベビーマッサージ)やサーキット遊び等により親子のスキンシップを図りながら身体機能を高めていければと思っています。

2歳児広場…不定期（10：00～11：00頃）令和4年4月～令和5年3月生まれのお子様限定の子育て支援事業になります。詳細や日程は決まり次第お知らせします。

子育て相談事業…毎週月曜日から金曜日の午前中、子育て支援専任の保育教諭を配置し園内の「談話室」にて、地域の未就園児保護者を対象に子育てや就園に向けての悩みや相談を受け付けます。

• 食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

昼食及び午後のおやつを提供します。（0歳児のみ月齢に応じて午前中におやつを1回提供する場合あり）

• その他保育に係る行事等

4月	入園式	10月	運動会（2・3・4・5歳児） 秋の遠足（2・3・4・5歳児）
5月	春の遠足（3・4・5歳児）	2月	発表会（3・4・5歳児）
6月	お楽しみ保育（5歳児）	3月	卒園式（5歳児）
8月	ななまつり		

○全クラス懇談会（年２回） ４月と３月

○個人懇談・保育参加（年１回） ＊３・４・５歳児５月～７月末頃 ＊２歳児８月頃

＊０・１歳児１０月～１１月末頃

○保育参観（年１回 ５歳児）

４ 保育時間・休日・保育料・給食費・延長保育料・預かり保育料・その他利用料について

保育時間・保育料について

利用区分	対象クラス 保育時間 休日	保育料
３号認定児	０歳～２歳児クラス 保育標準時間（７:３０～１８:３０） 保育短時間（９:００～１７:００） 上記範囲内で保護者が保育を必要とする時間 休日：日曜日・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） 年未年始 １２/２９～１/３	所得に応じて藤井寺市が定める額
２号認定児	３歳～５歳児クラス 保育標準時間（７:３０～１８:３０） 保育短時間（９:００～１７:００） 上記範囲内で保護者が保育を必要とする時間 休日：日曜日・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） 年未年始 １２/２９～１/３	無償化（令和元年より）
１号認定児	３歳～５歳児クラス 教育標準時間（９:００～１４:００）預かり保育無償（１４:００～１６:００） 休日：・土曜日（行事除く）・日曜日 ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） ・年未年始 １２/２９～１/３・夏季休業 ８/１０～８/２１ ・冬季休業 １２/２６～１/７・春季休業 ３/２２～３/３１	無償化（令和元年より）

給食費について

利用区分	金額
３号認定（０～２歳児）	保育料に含まれています。
２号認定（３～５歳児）	・給食費 ６,０００円/月額 （主食費 １,２００円＋副食費 ４,８００円） 主食費に関しましては、藤井寺市より ４００円の補助があり １,２００円となっています。
１号認定児（３～５歳児）	・給食費 ５,３００円/月額 （主食費 ８００円＋副食費 ４,５００円） 主食費に関しましては、藤井寺市より ４００円の補助があり ８００円となっています。

※ 給食費につきましては、Ｒ７年度の物価上昇率によってはＲ８年度からの値上げを検討いたします。

※ １号認定児の給食費は、期間休暇を考慮して設定しております。

保育料・給食費の納入について

土曜日保育給食費

利用区分	金額
2号認定 3～5歳児	300円/日額

保育教育・施設設備充実費について

利用区分	使途・目的	納付額
3号認定（0～2歳児）	教材・環境・行事・備品・施設設備等	1,000円/月額
1・2号認定（3～5歳児）	教材・環境・行事・備品・施設設備等	1,500円/月額

※ 保育教育・施設整備充実費につきましては、R7年度の物価上昇率によってはR8年度からの値上げを検討いたします。

延長保育・預かり保育料・入園金について

全園児	延長保育	・7:00～7:30 300円/日額 ・18:30～19:00 300円/日額 ・18:30～19:30 500円/日額
保育短時間	預かり保育	・7:30～9:00 300円/日額 ・17:00～18:30 300円/日額
1号認定児	預かり保育 1号認定児の預かり保育料については、新2号の認定を受けられた方は、利用日数に応じて償還払いの対象となります	・14:00～16:00（無償） ・7:30～9:00 及び 16:00～18:30 ※日額 450円（1日一人当たり） ・夏季休暇 8/10～8/21 600円/日額（預かり保育料込） ・冬季休暇 12/26～1/7 600円/日額（預かり保育料込） ・春季休暇 3/22～3/31 600円/日額（預かり保育料込） ・土曜日 1500円/日額 ※給食費含む
	入園金	20,000円（入園決定時のみ現金にて徴収）

※最終時間 19時30分を過ぎますと、10分毎に1,000円のペナルティ料金を徴収させていただきます。

その他 物品購入等

品名	対象	価格
カラー帽子	入園時・希望時	1,000 円/1 点
体操服上下(ロゴ入り)	3・4・5 歳児(半袖半ズボンの上下)	4,300 円(2025 年 4 月以降 4,700 円)
日本スポーツ振興センター(保険)	全園児・入園時、進級時	240 円/1 人につき
駐車場利用料	駐車場利用されるご家庭	300 円～500 円/1 ヶ月
IC カード	入園時・希望時 ※IC カードは破損がなければ返却時に 500 円の返金あり	1,000 円/1 枚

※ 駐車場利用料につきましては利用される家庭数により年度によって変動があります。
(300 円～500 円)

※ 上記以外に掛かる費用等については、事前に保護者に説明・同意の上徴収するものとします。

納入日：ゆうちょ銀行より口座振替

保育料・給食費	当月の月末日
保育教育施設整備充実費・延長保育料・預かり保育料 その他利用料	利用月末で集計し、翌月 10 日

※1 号認定児の募集について

- ・毎年 8 月 1 日に願書配布。(8 月中見学実施)
- ・毎年 8 月 1 日～12 日に願書受付。
- ・面接実施
- ・選考により決定
- ・入園決定者に入園決定通知書を配布(送付)※入園金の徴収(1 号認定のみ 20,000 円)
- ・決定者は市役所にて 1 号支給認定を受け正式に園と保護者にて契約

※1 号認定児の預かり保育は、利用日数に応じて月額最大 11,300 円までの範囲で預かり保育料が無償化されます。但し、無償化の対象となるためには藤井寺市に『保育の必要性の認定(新 2 号)』を受ける必要があります。

5 退 園

下記の場合、教育・保育の提供を終了し、退園いただくこととします。

- ・支給認定保護者が退園を申し出たとき
- ・2号、3号の方は、福祉事務所長が保育の実施の委託を解除したとき
- ・1号の方は、施設長が教育保育の実施を解除した場合
- ・保育料の引き落としを理由なく3ヶ月以上滞納し、支払いが滞った場合
- ・園の方針を遵守しないなど、利用者と園との間の信頼関係がなくなった場合に、園は利用者に対して園の方針を遵守するよう催促や指示をしたうえで、なお遵守されない場合や保護者が運営上重大な支障を及ぼす行為をしたとき

- ・園の職員や園児に対して不当な言動があり、園と保護者との間の信頼関係が損なわれたとき
- ・保護者から園の職員や園児に対して、暴力や恫喝などの行為があり、職員や園児が不安を感じたとき
- ・園児が卒園し就学するときは、契約を終了するものとします。

6 嘱託医

- ・ 嘱 託 医 池田医院 池田貴
- ・ 嘱託歯科医 ヒロデンタルクリニック 保富貴裕
- ・ 学校薬剤師 北中紀子

7 健康診断の実施

- ・ 内科健診：全年齢対象に年2回
- ・ 歯科健診：全年齢対象年1回
- ・ 聴力検査、視力検査
4・5歳児のみ 年1回実施 （聴力検査のみ、乳児の該当者も行います）
- ・ 尿検査：年1回実施
- ・ 身体測定：毎月、身長・体重の測定を行います。結果についてはコドモンアプリの成長記録に記載します。

8 要望・苦情・相談の受付

- ・ 相談窓口
担 当 者 主幹保育教諭 谷口さゆり
責 任 者 園長 守田直美
連絡先等 電話 072-953-4295
- ・ 藤井寺市子ども家庭サポーター協議会 坂上宜子 （連絡先 電話 072-955-6806）
- ・ 大阪府社会福祉協議会 下永田智子（連絡先 電話 080-2468-0170）

9 利用者に対する保険

- 保険名称 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付
 ・全私保連保険制度

※保険の詳細な内容は、担当より資料説明・提供をさせていただきます。

10 虐待の防止

内閣府令第三十九号第二十五条（虐待等の禁止）に基づき、当園職員は、特定教育・保育中児童に対して児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為、その他お子さんの心身に有害な影響を与える行為を行ないません。家庭等において、児童への虐待が認められた時、又は虐待の疑いがある場合には、当園職員は関係機関（病院・福祉事務所・警察・子ども家庭センター等）に通報します。

1.1 非常災害時の対策

避難訓練 月 1 回実施

災害時の最終避難場所 藤井寺南小学校

緊急連絡先（緊急用携帯電話） 090-9280-3871

1.2 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。その他、ななこども園個人情報保護規定・情報開示規定に則って行ないます。

保護者各位

保育・保健のしおり・重要事項説明書に関する同意書

社会福祉法人 種の会
ななこども園 園長 守田直美

国の制度に伴い、保育・保健のしおり・重要事項説明書の記載内容について、保護者の同意書の提出が求められるようになっております。保育のしおり・重要事項説明書の内容をお読みいただき同意書の提出をお願い致します。

キ リ ト リ

社会福祉法人 種の会 ななこども園 様

保育のしおり・重要事項説明書変更内容の同意書

私は、ななこども園で保育・教育を受けるにあたって、保育のしおり・重要事項説明書、そのすべての内容に同意致します。

令和 年 月 日

保護者住所 :

園児氏名 :

保護者氏名 :

印

園児から見た続柄 :